

梶原四丁目用地利活用事業の優先交渉権者の辞退等について

梶原四丁目用地利活用事業において、令和2年（2020年）10月に選定した優先交渉権者が、基本協定締結前に優先交渉権を辞退したため、お知らせします。また、辞退を踏まえて、次点交渉権者へ申入れしましたため、併せてお知らせします。

1 辞退した優先交渉権者

応募者名（グループ名・代表企業名）：アルピオンアート株式会社

（福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号）

構成企業名：中山マネジメント株式会社

優先交渉権辞退届受付日：令和3年（2021年）2月24日（水）

辞退理由：コロナウイルスの影響が想定以上に拡大・長期化したことの影響で、出資者の確保が困難になったため

2 今後の対応

優先交渉権者の辞退を受けて、次点交渉権者に基本協定及び基本契約の締結のための協議を申入れしており、その回答を踏まえて対応します。

3 次点交渉権者

代表企業名：株式会社アイネット

（神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 三菱重工横浜ビル23階）

（構成企業なし）

※ 事業者の選定結果の公表時から、次点交渉権者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は公表していません（鎌倉市情報公開条例第6条第2号ア）。このため、次点交渉権者に関する情報は、基本協定及び基本契約の締結のための協議を進める場合に、次点交渉権者の確認を経て、本市ホームページ等で随時お知らせする予定です。

※ 次の本市ホームページに、梶原四丁目用地の利活用の取組に関する情報を掲載しています。

（<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/facility/koutekihudousan-kaji4.html>）